

南部箕蚊屋広域連合告示第11号

令和5年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月12日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年5月26日（金） 午前11時00分
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場
3. 付議事件
 1. 専決処分の承認を求めることについて
 2. 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	大 床 桂 介
一 橋 信 介	荊 尾 芳 之
山 路 有	景 山 浩
乾 裕	真 壁 容 子
細 田 元 教	勝 部 俊 徳

○応招しなかった議員

な し

議事日程

令和5年5月26日 午前11時開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議事日程の宣告
- 日程第5 総務民生常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 議会運営委員会委員長互選結果の報告
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について)
- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
(南部箕蚊屋広域連合職員の定年等に関する条例の全部改正について)
- 日程第10 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について
- 日程第11 発議案第1号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議事日程の宣告
- 日程第5 総務民生常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 議会運営委員会委員長互選結果の報告

日程第 8 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について)

日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

(南部箕蚊屋広域連合職員の定年等に関する条例の全部改正について)

日程第10 議案第 8 号 南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任について

日程第11 発議案第 1 号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員 (10名)

1 番 河 中 博 子	2 番 大 床 桂 介
3 番 一 橋 信 介	4 番 荊 尾 芳 之
5 番 山 路 有	6 番 景 山 浩
7 番 乾 裕	8 番 真 壁 容 子
9 番 細 田 元 教	10 番 勝 部 俊 徳

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため出席した者の職氏名

書記長	田 子 勝 利	書記	梅 林 佑 基
		書記	爲 國 沙 耶

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶 山 清 孝	事務局長	吾 郷 あきこ
事務局次長	安 達 広 典	主任	山 本 佳 奈

午前 11 時 00 分開会

○議長 (勝部 俊徳君) これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は10人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○議長（勝部 俊徳君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

本年4月29日に日吉津村議会議員の任期満了に伴い、南部箕蚊屋広域連合規約第8条の規定により、日吉津村議会から山路有議員及び河中博子議員が南部箕蚊屋広域連合議員に選出されました。

したがいまして、南部箕蚊屋広域連合会議規則第4条の規定により、お手元に配付いたしております議席表のとおり議席の指定を行います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（勝部 俊徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、河中博子議員、2番、大床桂介議員、以上2名でございます。

日程第3 会期の決定

○議長（勝部 俊徳君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第4、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第5 総務民生常任委員会委員の選任

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 5、総務民生常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
総務民生常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、議長において指名いたします。

総務民生常任委員に山路有議員及び河中博子議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり総務民生常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に山路有議員及び河中博子議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認め、以上 2 名を議会運営委員に決定いたしました。

それでは議会運営委員会を開催いただき、委員長互選のため委員会を直ちにお開きいただきたいと思ひます。議会運営委員は、議場外にて互選をいただきたいと思ひます。

この間、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 04 分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、会議を再開いたします。

日程第 7 議会運営委員会委員長互選結果の報告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 7、議会運営委員会委員長互選結果の報告を行います。

手元に互選結果が届いておりますので、御報告を申し上げます。

議会運営委員会委員長に山路有議員が決定いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第 8 議案第 6 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 8、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認をいただくものでございます。

なお、専決処分は令和 5 年 3 月 15 日付でございます。

詳細につきましては、事務局のほうから提案をさせていただきます。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。

内容は南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正するもので、令和 4 年度までに引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる方などの令和 4 年度以前の第 1 号保険料で、令和 5 年 4 月以降に納期限が定められている保険料を減免の対象に加えるため、所要の改正を行うものでございます。

減免の対象となる第 1 号の保険料の納期限は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まででございます。

施行期日は公布の日からとし、公布は令和 5 年 3 月 15 日でございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、説明がございました提案につきまして質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

8 番、真壁容子議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 今回の議案第 6 号の専決処分の承認について質問いたします。

今回の内容は、先ほど事務局が述べられたように、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免が令和 5 年度の特別調整交付金をもって国の財政支援を終了するんだけど、一部交付対象に加えるためにということで改正を行うという条例です。

これは第 2 類から 5 類になった影響で心配されているのが、このことによって、5 類になることによってこれまで出ていた国のいわゆる支援、補助金、助成金ないしはこういうふうないわゆる

る公共料金、介護保険料等の減免制度が国によって保障されていたというのはあるんですけども、これがなくなるということが出てきます。

先ほど全協の中で事務局にお聞きしましたら、これまで3年間で令和2年が9件、令和3年が1件、令和4年が2件と数は少ないといえども対象者がいたということです。

連合長にお聞きし、国に言っていただきたいと思っていて質問するのですが、5月の8日が最後に全国の調査が出たわけですよね。5月の8日、最終で全国で9,310人、鳥取が47人。この時点で、コロナの会の脇田さんという方ですよね、この方々や専門家等は今後第九波の可能性もあるのではないかっていうことで見てたところ、4月以降緩やかな増加傾向があるということ厚労省も認めているわけです。

それから、もう一つ、2類から5類に変わって5月の8日に全数把握やめて、1医療機関にどれぐらいかというのを週間単位で出すというそういうやり方に変えたわけですよね。その中でこういう数字が出てきたというと、私も今日初めて見たんですけども、5月の19日に一番最初のいわゆる全数把握でなくて医療機関5,000でしたね、5,000のうちの医療機関で1医療機関が1週間の間にどれぐらいの数の患者を診ているかって全国平均が2.63が鳥取の場合2.69。全国平均を超えている。こういう状況を見たときに、穏やかかもしれませんがこういうふうにはコロナにかかっていわゆる影響が出てくるという自営業者等が出てくるのではないかと思うんですよ。そういうときに、一律に2類から5類になったとってこういう支援金を切るというやり方ではなくって、段階的といいますかその財政支援等について国に再度求めておくべきではないかと思うんですが、この点どのようにお考えでしょうか。

今、特に物価高騰で苦しんでいる中で、私はこういうふうには公共料金等に対する減免を国がやめるということについては承服しかねないと思っているんですが、連合長の御意見をお聞きし国に意見を上げてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

2類相当から5類に移ったということで、関係市町村の住民の方の御不安があるのではないかとことだろうと思います。

鳥取県が先ほど真壁議員もおっしゃいました定点医療機関の観測結果は、金曜日ですので今日先週のデータが多分夕方出ると思います。それを前に鳥取県のデータが入っておりまして、その中でも特に東部のほうが1.42人、中部が1.39人、そして西部が0.9人という数字が出ています。西部はまだ少ないですけども、東部のほうでは集団感染も出ているという情報も入ってい

ます。まだまだ予断は許されない状況にあるということと、それから今の費用負担の問題につきましては、実は先週、道路局の要望に上がった際に、同僚の県内の町村長が新型コロナに関する支援というのはもうこれで打切りかという質問を某国会議員にしておりました。それに対して、必要があれば要望してくれということがありました。今後、先ほど出しています5,000か所の中で第何波になりますかね、またこれが急激に伸びるというようなことがあれば、当然これは国に支援制度として申し出ていかなければいけない事案だというふうに私は認識しています。

今のところはまだ上がり坂の少し上がったところでございますので、この後の状況というものをしっかりと見極めていきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長のお話もよく分かりました。様子を見ながら支援策等を要請していきたいということなんですけども、全数把握することがなくなれば今回広域連合の中で、例えば今回は何件かの支援策を取ったという、1件とか9件ですよ。こういうのがもう全数把握でなくなった場合ということは、こちらのほうがつかめなくなっちゃうわけですよ。自分たちが申し出ないといけないということなんですけども、連合長とすればこの2類から5類になって、いわゆる連合内のコロナの把握っていうことは全数調査で医療機関全然なくなるからできないということなんですけども、それを独自に把握して、例えばこの支援制度が後退しないような手を打つというようなことはできないものでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

コロナが2類相当から5類に移ったということで、国外からのお客様や、さらには国内での人の動きっていうのは激しくなっています。したがってこの西部地域、もっと極端に言えば、この構成町村だけのデータを調べててもかなり変動が激しい数値が出てくるのではないかと思います。それよりも、特に国は季節性インフルエンザと同じようにやはり注意報を出すとか警報を出すだとかそういうものをいち早く国民に知らせて、今現在どの地方でどうなっているのかといったことを危険信号を出して、それに備えるということがまずは大事なんではないかと思っています。今は平均値を出して、それが危険なのかどうかも評価はしないという状況にありますので、それをしながら今後のコロナの対策をしっかりと取っていくということが大事なんではないかと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） よろしいですか、真壁議員。大丈夫ですか。

8番、真壁議員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それではほかに質疑はなしと認め、以上で質疑は終結いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第7号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第7号を御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分日は令和5年3月31日としております。

詳細については、事務局のほうから説明させていただきます。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長です。

内容について御説明いたします。

国家公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から職員の

定年を段階的に65歳まで引き上げ、給与等の支給についても必要な措置を講ずるため関係条例を整備するもので、関連条例が南部町条例を準用していることから、南部町条例を準用する内容に改正するものでございます。

準用規定により条例のほぼ全文が改正となることから、全部を改正する条例を制定するものです。

施行期日は令和5年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、提案に対し質疑を許します。質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは質疑なしと認め、これから直ちに討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより議案第7号、専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第8号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第10、議案第8号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、河中博子議員の退場を求めます。

〔1番 河中博子君退場〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、連合長から提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第8号を説明いたします。南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてでございます。

南部箕蚊屋広域連合監査委員として下記の者を選任したいので、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名は河中博子、住所、生年月日は記載のとおりでございます。

なお、任期は令和9年4月29日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、提案に対し質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これから直ちに討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより議案第8号、南部箕蚊屋広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

それでは、河中議員の入場をお願いいたします。どうぞお入りください。

〔1番 河中博子君入場〕

日程第11 発議案第1号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、日程第11、発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者である9番、細田元教議員に対し提案理由の説明を求めます。

細田元教議員。

○議員（9番 細田 元教君）

.....
発議案第1号

南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の

制定について

上記の議案を、別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年5月26日提出

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 細 田 元 教

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 乾 裕

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 景 山 浩

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 山 路 有

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 荊 尾 芳 之

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 一 橋 信 介

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 大 床 桂 介

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 河 中 博 子

南部箕蚊屋広域連合議会議長 勝 部 俊 徳 様

内容を御説明します。南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例について、まず条例の具体的な内容を説明する前に、この発議案第1号の提出に当たっての趣旨を説明いたします。

個人情報の保護に関する法律が改定され、令和5年4月1日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることになりましたが、議会は地方公共団体から除外されたため、今まで地方公共団体の個人情報保護条例の実施機関として運用されていた部分について議会独自で共通ルールに沿った自立的措置、いわゆる条例（罰則規定がある場合）、規定等で定める必要が生じました。

この条例は第1条から第57条まであり、法律に沿った内容で規定されています。

条例の目的は、第1条、この条例は、南部箕蚊屋広域連合議会（以下「議会」という）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とすると定めています。

以下、条文につきましては、全国町村議会議長会が法と整合性を図る内容で提示した条例案と南部箕蚊屋広域連合の規程と合わせた内容としています。

なお、第6章の罰則規定については、議会事務局職員や委託職員、元職員については法の適用範囲に含まれず、条例で定める必要があるため規定したものです。内容は、法規程のとおりいたします。

施行日は令和5年4月1日としております。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ただいま提出者、細田議員からの提案に対し、直ちに質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番、真壁容子議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回、臨時議会に出されました発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について反対をいたします。

中身については先ほど賛成の細田議員が述べられたように、今回、法の改正により国でいわゆる個人情報保護に関する法律が定まって、これまで市町村が独自でつくっていたものを統一してつくるということになったので、各自治体はもう施行条例という格下げになって議会が外されたので、今回は議会については条例を制定するという内容で出されてきたというふうに私も承知しております。

広域連合、こういうふうないわゆる法に基づいてされた中で、のけられた議会については何らかの形で個人情報の保護に関する仕組みをつくっていかないといけないということについては理解はできるんですけども、私はこのそもそも何でつくらないといけなくなったかという国の個人情報保護に関する法律そのものについて反対をしているものですから、今回の条例制定についても反対をするということです。

まず、ということはどういう内容になるかということ、一つは国の法律に反対しているからという点で言えば、今回のこの法律は自治体からとって何のメリットもない。いわゆる個人の情報を市町村が持っている情報というのは企業に比べてはるかに多い、公権力で集めた情報がいっぱいあるわけです。これを当時の平井デジタル大臣がいろんなところに使えるようにすると、こういうふうに言ったということは市場に開放されていくということになってくる。そういう中身になっています。

それで歯止めをかけるために、各市町村の条例については匿名加工情報等については新たに条例を改正しないとできないようにしているという歯止めはかけているのですが、いろんな公共が持っている個人情報を出すということについて、私はまず危険性を指摘しておきたいということが一番です。

それと、2つ目には地方自治体の個人情報保護条例とはどういうものであったかということは、

これは皆さんも御存じのように各市町村がこぞって個人情報のレベルの高さを競ってきたという歴史的な経過があるわけですね。地方自治そのものが体現されたものであったということから見ても、私は本来は個人情報保護等については国が管理するのではなく、一番近くの市町村等が持っているのが適切だというふうに考えているということです。

今回の中身については、南部箕蚊屋広域連合も国が示した法律を基にしていると。こういう中で国会等で指摘されてきたことは、これまでは民間に出すときには縛りがあるということですが、一つには細かいところ言えば、申請から開示までの日数が約倍数に延びた問題とか、国会で指摘されておりましたのは、個人情報というのは以前は限定がなかったですが、今回の国が持っている個人情報というのは亡くなった人等について対象にされないということも明らかになってきたわけですね。そういう今までから見て後退の面があるということを指摘しまして、反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に原案に賛成の議員の発言を許します。

6番、景山議員。

○議員（6番 景山 浩君） 私は、本議案に賛成の立場から討論させていただきます。

提案者の方、そして反対者の方からもございましたが、各自治体間の個人情報レベルのばらつきを是正する等のために法が改正となり、私どもの各構成自治体もその法改正にのっとってそれぞれ規則を定めたり、各議会でも条例が制定をされております。南部箕蚊屋広域連合でも統一した保護レベル運用が必要と思ひ、本議案には賛成をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続いて原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉

○議長（勝部 俊徳君） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の山路有委員長から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査の申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

よって、令和5年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和5年第2回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時32分閉会
